三　多世帯同居改修工事等をした家屋が、その者のその居住の用に供される第三項第三号イ又はロに掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）のいずれかに該当するものであること。

四　多世帯同居改修工事等をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

第二十六条の二十八の六第一項中「居住者」を「個人」に改める。

第二十六条の二十八の七第一項中「内部取引」の下に「（次項及び第四項において「内部取引」という。）」を加え、同条第三項中「第二十五条の十八の三第六項、第七項、第九項及び第十項」を「第二十五条の十八の三第七項、第八項、第十項及び第十一項」に改め、「同項に規定する」を削り、「同条第十項に」を「同条第十三項に」に、「第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで」を「第四十条の三の三第五項、第六項及び第十五項から第二十項まで」に、「第二十五条の十八の三第七項」を「第二十五条の十八の三第八項」に、「同条第十項中」を「同条第十一項中」に、「第四十一条の十九の五第十項」を「第四十一条の十九の五第十三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十一条の十九の五第四項」を「第四十一条の十九の五第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十一条の十九の五第四項に規定する政令で定める場合は、同項の居住者のその年の前年の同項の一の国外事業所等（同条第一項に規定する国外事業所等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）との間の内部取引がない場合（当該居住者がその年において当該一の国外事業所等を有することとなつたことによりその年の前年の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合を除く。）とする。

第二十七条の五第一項を次のように改める。

法第四十二条の五第一項第一号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第一号又は第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち法第四十二条の五第一項第一号に規定する非化石エネルギー源の利用に資するものとして財務大臣が指定するものとする。

一　太陽光を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産でその出力が一キロワット以上であるもの

二　風力を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産でその出力が一万キロワット以上であるもの

三　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令第一条各号（第三号を除く。）に掲げるエネルギー源から電気若しくは熱を得るため又は燃料を製造するための機械その他の減価償却資産

第二十七条の五第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第四十二条の五第一項第一号ニに掲げる減価償却資産に係る同号」を「第四十二条の五第一項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第四十二条の五第八項」を「第四十二条の五第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項を削り、同条第十項の表第百三十五条第二項の項中「。」を削り、同条第十項を同条第四項とし、同条第十一項の表中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十二項中「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十七条の六第一項中「原本」の下に「、開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。第七項において同じ。）の用に供されるもの」を加え、同条第三項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　法第四十二条の六第二項に規定するソフトウエアは、電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する第一項に規定する財務省令で定める書類を含むものとし、複写して販売するための原本及び開発研究の用に供されるものを除く。）とする。

8　法第四十二条の六第二項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基の取得価額が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度（次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号において同じ。）において、取得（その製作の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。次号において同じ。）又は製作をして国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。次号において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ　法第四十二条の六第二項に規定する特定期間（ロにおいて「特定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する事業年度　当該初日から当該事業年度終了の日までの期間

ロ　特定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する事業年度　当該事業年度開始の日から当該末日までの期間

三　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該法人が当該事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該法人の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）

第二十七条の六第九項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第三項」に改め、同条第十項中「第四十二条の六第十二項の」を「第四十二条の六第七項の」に改め、同項の表第七十一条第一項第一号及び第二項第一号の項及び第七十四条第一項第二号の項中「第四十二条の六第七項」に改め、同表第百三十五条第二項の項中「。」を削り、「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に改め、同条第十一項中「第四十二条の六第十二項の規定の」を「第四十二条の六第七項の規定の」に改め、同項の表中「第四十二条の六第十二項」を「第四十二条の六第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十七条の九第十一項の表第百三十五条第二項の項中「。」を削り、同条第十二項の表中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第二十七条の十第二項中「第四十二条の十第一項各号列記以外の部分」を「第四十二条の十第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十第一項第一号イ」を「第四十二条の十第三項」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二十七条の十一中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一の二第一項」に改め、同条を第二十七条の十一の二とする。

第二十七条の十二の二の見出し中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「第四十二条の十二の二第一項第一号」を「第四十二条の十二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二の二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二の二第二項第二号」を「第四十二条の十二第二項第二号」に改め、同条第四項中「第四十二条の十二の二第五項第二号」を「第四十二条の十二第五項第二号」に改め、同条第十七項中「第四十二条の十二の二第三項」を「第四十二条の十二第三項」に、「第四十二条の十二の二第五項第五号」を「第四十二条の十二第五項第六号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第四十二条の十二の二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第九項から第十二項まで」を「第十項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項とし、同条第十四項中「第四十二条の十二の二第三項の」を「第四十二条の十二第三項の」